

第 1 2 回 碧南市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 6 月 2 7 日（木曜日）午後 4 時 3 0 分から午後 5 時 0 5 分まで

2. 場 所 碧南市役所本庁舎 議員大会議室

3. 出席委員（農業委員出席 1 0 名／定数 1 1 名、農地利用最適化推進委員出席 7 名／定数 9 名）

会 長	神谷昌明		
農業委員	永坂邦男	山中力四郎	市古昭子
	原田孝司	黒田実	長谷部実
	近藤正孝	金子さか江	三島孝二
農地利用最適化推進委員			
	藤関弘之	永井是充	新美康弘
	加藤浩孝	下島良一	杉浦孝明
	磯貝孝弘		

4. 欠席委員（農地利用最適化推進委員 1 名）

藤浦利吉	石川清勝	金原節子
------	------	------

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の選定について

第 2 （1）議案について (3 0 件)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の件 1 件

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の件 2 件

議案第 3 号 農用地利用集積計画の件 2 5 件

議案第 4 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件 1 件

追加議案

議案第 5 号 農地利用の最適化の推進の状況その他事務の
実施状況の公表について 1 件

（2）報告事項について (1 0 件)

報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の件 1 件

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の件 5 件

報告第 3 号 農地法第 1 8 条第 6 号の規定による届出の件 2 件

追加報告

報告第 4 号 生産緑地あっせん不成立の件 2 件

6. 事務局・説明員

局 長	生田和重	次 長	牧 勝彦	担当係長	松井佑未子
主 事	片山大輔	主 事	石川修平		

7. 議事とその結果

事務局	皆さん、こんにちは。 定刻となりましたので、ただいまより「第12回 碧南市農業委員会」を開会します。まず、事務局から、本日の出席状況についてご報告いたします。8番委員、12番委員、16番委員より欠席の届け出がありました。また、20番委員より遅れて出席する旨の届け出がございました。よって、農業委員10名・推進委員7名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本総会は成立していますことをご報告いたします。 それではこれより議事の審査に入ります。碧南市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により以降の議事の進行は会長にお願いします。
会 長	本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。 これより会議に入ります。まず、日程第1の議事録署名委員の選定ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。
議 場	(「異議無し」の声)
会 長	それでは、7番委員、9番委員をお願いします。
会 長	次に、日程第2の議事に入ります。 議案第1号、「農地法3条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	<u>1ページ</u>をお開きください。 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の件についてです。 受付番号637番 〇〇町〇丁目〇〇番 現況畑 〇〇〇㎡、同じく〇〇番 現況畑〇〇〇㎡ につきまして □□町□丁目□□番地 □□□□さん から △△町△丁目△△番地△ △△△△さん へ 所有権移転の許可申請です。 申請理由としましては、譲渡人は農業経営の縮小、譲受人は農業経営の拡大です。 この農地は、市街化調整区域の農地です。 対価は、3,300,000円、坪単価は約9,100円です。 農地法第3条第2項の各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書および現地調査によりますと、 第1号関係の、譲受人の農地の経営面積及び労働力は、自作地は畑が3,836㎡、 借入地は畑の36,739㎡、田の1,141㎡の合計37,880㎡です。 貸付地として畑が7,481㎡ありますが、こちらは譲受人が理事をつとめる株式会社■■に貸し付けているものです。 農作業に従事する者は、農作業歴30年の〇〇さんと、25年の妻、の計2名です。 また、こちらの農地は譲受人の住居の隣地となっているため通作距離は、車で0分となっております。 第4号関係の、農作業従事日数は、〇〇さんが300日、妻が200日です。

	第6号関係の、周辺地域との調和要件ですが、地域農業集落の取り決めに従い、周辺農地の耕作者と協調して耕作していきますので支障はありません、とのこと。 以上のことから、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可の要件をすべて満たしていると考えます。 6月6日に、大浜地区の6番委員、9番委員と事務局で、現場確認を実施しました。
会 長	地図は、<u>25ページ</u>にあります。 ありがとうございました。 只今の説明に関連して、現地確認した委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。初めに、6番委員お願いします。
6番委員	見に行かせていただきまして、現状落花生が育ててありました。これは〇〇さんが育てているもので、簡易式の小屋がありましたが撤去していただけるものだと思いますので問題ないと思います。
会 長	ありがとうございました。次に近藤委員お願いします。
9番委員	作付がしてあり、きちんと管理されていきました。問題ないと思います。
会 長	ありがとうございました。この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。よろしいですか。それでは簡易採決します。 議案第1号について、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。
議 場	(「異議無し」の声)
会 長	異議もございませんので、議案第1号は原案のとおり決定しました。
会 長	次に、議案第2号、「農地法第5条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	<u>2ページ</u>をお開きください。 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の件、県許可についてです。 受付番号 638 番 〇〇町〇丁目〇番地、〇〇〇〇さん外5名から、 □□市□□町□□□□番地□、□□□□□□□□□さんへ、 △△町△丁目△番△、田、719㎡、同じく△番、田、811㎡、 同じく△番、田、870㎡、同じく△番、田、843㎡、 同じく△番△、田、307㎡の計5筆、3,550㎡につきまして、 所有権移転で、工場建設用地へ転用です。 工場1棟、建築面積1,095.86㎡、倉庫1棟、建築面積96㎡、切粉置場31.5㎡の計1223.36㎡ 建ぺい率34.4%、駐車場32台分です。 申請理由としましては、「現工場は自己所有ではなく、取得に向けて地主さまと交渉をしてきましたが価格等の条件面で契約成立には至りませんでした。業務の拡大により、作業効率も悪くなっており、さらに工場も老朽化しており、新工場の建設が急務となってきました。そのため新工場の建設として、事業内容による建物規模、従業員・来客駐車場、トラックヤード等から判断し、3,000㎡程度で形状に問題のない敷地を検討してきました。当社従業員の居住地からの通勤距離、本社からの移動距離等を考慮したうえで、今後は碧南市内を拠点としたいと希望しています。申請地は、国

道23号線からほど近く、当社の生産性の向上及び物流を考えた場合、非常に効率的な生産計画を立てることができます。他の候補地も検討しましたが、市街化区域内の工業系用途区域の土地及び農用地区域外の市街調整区域内の土地で条件に見合う土地はなく、また地権者の合意が得られた土地はこの候補地以外他にありませんので許可を願いたい」とのことです。

申請地は現在、農業振興地域内農用地ですが、今回転用申請するにあたり、事前に碧南市へ農用地利用変更申出書を提出し、農用地区域からの除外手続きがなされております。

当委員会では、令和6年3月25日に開催しました第9回碧南市農業委員会において、農用地利用計画変更の件にて議決をし、碧南市へ農用地からの除外をすることに異議はない旨の回答をしております。

農用地から除外された場合、申請地の農地区分は、第1種農地と考えます。第1種農地とは、「良好な営農条件を備えている農地」で、今回の申請地は、第1種農地の中でも、「おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にある農地」に相当していると考えます。

この第1種農地は、「原則として転用許可することができない」区域にあたりますが、「住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」は例外的に許可できることになっております。本申請は、工場建設用地であり、集落に直接接続しているため、許可しうらと思われれます。

申請書には、碧南市土地改良区、油ヶ渚悪水土地改良区、明治用水土地改良区の意見書が添付されており、支障なしの意見となっております。

以上の様に、農地法第5条第1項の許可の要件を全て満たしていると考えます。

なお、令和6年6月6日に、西端地区の5番委員、15番委員と事務局で、現場確認を実施しております。

地図は、26 ページにあります。

また、図面は、27 ページにあります。

受付番号 639 番

〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇〇、〇〇〇〇さん 外3名から、
□□町□丁目□□番地、□□□□株式会社 さんへ、
△△町△丁目△番△、田、534㎡、同じく△番、田、725㎡、
同じく△番、田、722㎡、の計3筆、1,981㎡につきまして、
所有権移転で、工場建設用地へ転用です。

工場1棟、建築面積750.86㎡、 建ぺい率37.8%、駐車場10台分です。
申請理由としましては、「会社設立以降、事業が順調に拡大してきているなかで、現状では建設資材の制作加工部門と機械部品付属品の製造部門が同じ工場内で作業しているため、作業面積の不足と作業動線の重複等により、生産効率が悪く作業環境に危険が伴う状態になっております。現状の工場では、設備増設する空きがなく、住宅に隣接して操業しているため、騒音等を軽減することも課題となっております。そ

ここで建設資材の制作加工部門を既存工場に、機械部品の付属品の製造部門の工場を新に新設することとしました。新設工場として、建物規模、従業員・来客駐車場、トラックヤード等から判断し、2,000㎡程度で形状に問題のない敷地を検討してきました。申請地は、既存工場との距離も近く、当社の生産計画及び物流を考えた場合、非常に効率的な生産計画をたてることができます。既存工場からの距離及び社員の通勤距離等も考慮し、他の候補地も検討しましたが、市街化区域内の工業系用途区域の土地及び農用地区域外の市街調整区域内の土地で条件に見合う土地はなく、また地権者の合意が得られた土地はこの候補地以外他にありませんので許可を願いたい」とのことです。

申請地は現在、農業振興地域内農用地ですが、今回転用申請するにあたり、事前に碧南市へ農用地利用変更申出書を提出し、農用地区域からの除外手続きがなされております。

当委員会では、令和6年3月25日に開催しました第9回碧南市農業委員会において、農用地利用計画変更の件にて議決をし、碧南市へ農用地からの除外をすることに異議はない旨の回答をしております。

農用地から除外された場合、申請地の農地区分は、第1種農地と考えます。第1種農地とは、「良好な営農条件を備えている農地」で、今回の申請地は、第1種農地の中でも、「おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にある農地」に相当していると考えます。

この第1種農地は、「原則として転用許可することができない」区域にあたりますが、「住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」は例外的に許可できることになっております。本申請は、工場建設用地であり、集落に直接接続しているため、許可しうと思われれます。

申請書には、碧南市土地改良区、油ヶ渕悪水土地改良区、明治用水土地改良区の意見書が添付されており、支障なしの意見となっております。

以上の様に、農地法第5条第1項の許可の要件を全て満たしていると考えます。

なお、令和6年6月6日に、西端地区の5番委員、15番委員と事務局で、現場確認を実施しております。

地図は、26ページにあります。

また、図面は、28ページにあります。

会 長 ありがとうございました。

只今の説明に関連して、現地確認した委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。5番委員お願いします。

5番委員 現状は去年の稲刈りの後といった感じで、事前着工なんてこともなく問題ないと思います。

会 長 ありがとうございました。次に、15番委員お願いします。

15番委員 同じく、問題ないと思います。

会 長 ありがとうございました。この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。

18番委員 事務局	638番の方には地下貯留槽はあるのか。 設置されます。資料が見つらく申し訳ございませんが、資料にも記載してございます。
18番委員 事務局	業種は何か。 639番は機械架台及び附属品の設計です。638番は電気機械器具の設計製造、配電盤や電力制御盤の設置・製造です。
18番委員 事務局 会 長	ということは、油はあまり出ないということか。 工場排水はどちらも無いとのこと。 他にございませんか。よろしいですか。それでは簡易採決します。 議案第2号について、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。
議 場 会 長 会 長	(「異議無し」の声) 異議もございませんので、議案第2号は原案のとおり決定しました。 次に、議案第3号、「農用地利用集積計画の件」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	4ページをお開きください。議案第3号、農用地利用集積計画の件についてです。 相対による貸借権設定は、合計件数22件、合計面積31,040㎡です。内訳は、畑31,040㎡です。所有権移転は、合計件数3件、合計面積2,902㎡です。内訳は、畑2,902㎡です。 受付番号661番ですが、認定農業者等以外の方に、1年限りで認める利用権設定を行っています。1年間耕作を無事行くと、その後利用権の更新を行うことができます。営農計画書の提出及び令和6年5月7日に利用権設定者と会長、4番委員が面談を行い、利用権設定を行っております。 以上の計画の内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の、第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。 第2号、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である イ、耕作等に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められること。 ロ、耕作等に必要な農作業に常時従事すると認められること。 の各要件を満たしていると考えます。以上です。
会 長	ありがとうございます。 全体の審議に入る前に、出席委員の関連議案を先決します。2番委員の案件を先決します。
会 長	2番委員の案件は、受付番号662番です。
会 長	この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。 よろしいですか。それでは簡易採決します。
議 場 会 長	2番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。 (「異議無し」の声) 異議もございませんので、2番委員関連の受付番号662番は、原案のとおり決定しました。
会 長	続きまして、6番委員の案件を先決します。

会 長	6 番委員の案件は、受付番号 6 4 7 番、6 6 4 番です。
会 長	この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。
議 場	よろしいですか。それでは簡易採決します。
会 長	6 番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
会 長	（「異議無し」の声）
会 長	異議もございませんので、6 番委員関連の受付番号 6 4 7 番始め 2 件は、原案のとおり決定しました。
会 長	続きまして、2 0 番委員の案件を先決します。
会 長	2 0 番委員の案件は、受付番号 6 5 3 番、6 5 6 番です。
会 長	この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。
議 場	よろしいですか。それでは簡易採決します。
会 長	2 0 番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
会 長	（「異議無し」の声）
会 長	異議もございませんので、2 0 番委員関連の受付番号 6 5 3 番始め 2 件は、原案のとおり決定しました。
会 長	それでは、先決 5 件を除く 2 0 件について、質疑に入ります。
1 1 番委員	この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。
会 長	一つお願いします。
1 1 番委員	どうぞ。
事務局	1 4 ページの 6 5 8 番ですが、料金が 2, 0 0 0 円で尚且つ、期間が 1 0 年と長いのですが、何か理由があるのでしょうか。
1 1 番委員	地主と耕作者が親戚関係のため、金額は安く、信頼できるため長い期間での権利設定となっています。
会 長	了解しました。
7 番委員	他にはよろしいですか。
会 長	6 6 1 番の〇〇さんって何歳の方ですか。リタイアした後かな。
事務局	6 4 歳の方です。
会 長	元々、一般の会社に勤められていた方です。
会 長	他にはよろしいですか。それでは簡易採決します。
議 場	議案第 3 号について、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。
会 長	（「異議無し」の声）
会 長	異議もございませんので、議案第 3 号は原案のとおり決定しました。
事務局	次に、議案第 4 号、「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	<u>1 9 ページ</u> をお開きください。議案第 4 号、 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件についてです。受付番号 6 6 5 番。 申出人は、〇〇市〇〇町〇丁目〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。 申出生産緑地は、□□町□丁目□□番、畑、7 7 1 m ² です。 申出事由の生じた者は、△△町△丁目△△番地、△△△△ さん。 申出事由が生じた日は、令和 4 年 4 月 6 日、理由は死亡です。申出人との続柄は父です。

申述書によりますと、死亡する以前は、年間３００日農業に従事していたとのことです。令和６年６月７日に、１３番委員、１６番委員と事務局で、現場確認を実施しました。地図は、２９ページにあります

会 長

ありがとうございました。

只今の説明に関連して、現地確認した委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。１３番委員お願いします。

１３番委員

草が生い茂っており人が入れるような状況ではないです。ハウスですが、ビニールも破れておりとても維持できる状況ではないことだけ報告させていただきます。

会 長

ありがとうございました。今の報告について推進委員の皆様も含め、ご意見・ご質問等はございませんか。

１８番委員

どうするの。

会 長

作付をしようとする感じはあるのか。

１３番委員

近くに畑があるので見ているんですが△△さんはよくやってみえたんですが、亡くなられて１年になります。ご家族の方が２回程草を刈ってはみえたんですが、草が生えるほうが早いといった状況です。

会 長

どうするのが良いか。

事務局

生産緑地として農地を維持管理していくことが難しいので解除を行うといった趣旨の申請になります。そのため、農地としては良くない状況ではありますが、申請内容に適合した状況ではあります。きれいな状態であれば生産緑地として維持が可能なのではないか、といった話にもなりますので。今後は行為制限の解除の後に宅地となることを見込まれますが、現状の草生えについては近隣に迷惑を与えることの無いように指導文書を送らせていただこうかと思います。

会 長

では、事務局さんの方で一度草生え指導の手紙を送ってもらって、現地を確認するようにしてください。この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。よろしいですか。それでは簡易採決します。

議案第４号について、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

議 場

(「異議無し」の声)

会 長

異議もございませんので、議案第４号は原案のとおり決定しました。

会 長

次に、追加議案第５号、「令和５年度農地利用最適化の推進状況その他の事務の実施状況の公表について」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

本日机にお配りした資料を御覧ください。議案第５号、令和５年度農地利用最適化の推進状況その他の事務の実施状況の公表についてです。

受付番号６６６番

農業委員会等に関する法律第３７条により、公表する必要があるため、例年、議案とさせていただきます。

情報量が多い資料ですので、要点をピックアップして説明いたします。

１ページをご覧ください。

「Ⅰ 農業委員会の状況」ですが、こちらは令和５年度の目標設定時の状況を転記したのになりますので、説明を省略させていただきます。

2 ページをご覧ください。

「Ⅱ 最適化活動の実施状況」ですが、「1 最適化活動の成果目標」をご覧ください。

「(1) 農地の集積」の「③実績」は、集積率が70.2%で、目標値の69.8%に対する達成状況は100.6%となりました

続いて、「(2) 遊休農地の発生防止・解消」についてですが、3 ページの③実績をご覧ください。

現状、草生え程度の農地はありますが、遊休農地はないため、「ア 既存遊休農地の解消」と「イ 新規発生遊休農地の解消」はいずれも数値は0です。

続いて、「(3) 新規参入の促進」についてですが、4 ページの③実績をご覧ください。

「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積」は、土地所有者に内諾の意向を調査していませんので、0ヘクタールです。なお、新規参入者の状況としては、1経営体、取得農地面積が0.18ヘクタールでした。

「2 最適化活動の活動目標」の「(2) 活動強化月間の設定」の「②実績」をご覧ください。7月、11月、2月にそれぞれ記載のとおり取り組みを行いました。

続いて、5 ページをご覧ください。「(3) 新規参入の促進」の「②実績」は、新規参入相談会への参加は行っていないので、0回です。

頁の一番下に「推進委員等の点検・評価結果」が記載してあります。これは月当たりの活動日数が目標の8日を上回ったかどうか等によって、国の点検・評価基準表にあてはめたものです。なお、月当たりの活動日数の平均は14日でした。

最終6ページは、事務の実施状況を記載したものになりますので、説明は省略させていただきます。

なお、この議案第5号につきましては、本会議終了後、市及び全国農業会議所のホームページにて公開予定です。

会 長 ありがとうございました。この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。

会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。

議案第5号について、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

議 場 (「異議無し」の声)

会 長 異議もございませんので、議案第5号は原案のとおり決定しました。

会 長 引き続きまして、報告事項に入ります。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件 1件

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件 5件

報告第3号 農地法第18条第6号の規定による通知の件 2件

	追加報告	
	報告第４号 生産緑地あっせん不成立の件	２件
	合計１０件、一括報告してください。	
事務局	(報告)	
会 長	ありがとうございました。	
	只今の報告について、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。	
会 長	それでは他に質問もないようですので、以上で報告事項を終わります。	
	以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。	
会 長	続きまして、碧南市農業委員会会議規則第１１条の規定で、委員は動議を提出できるとあります。その他として、動議はございませんか。	
会 長	無いようですので以上をもちまして、第１２回碧南市農業委員会を閉会とします。	

～午後５時５分閉会～